

被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案 新旧対照表

○被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（被災者生活再建支援金の支給）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 被災世帯（被災世帯であつて自然災害の発生時においてその属する者の数が一である世帯（第五項において「単数世帯」という。）を除く。以下この条において同じ。）の世帯主に対する支援金の額は、<u>百万円</u>（大規模半壊世帯にあつては、<u>五十万円</u>）に、当該被災世帯が次の各号に掲げる世帯であるときは、当該各号に定める額を加えた額とする。</p> <p>一 その居住する住宅を建設し、又は購入する世帯 <u>四百万円</u></p> <p>二 その居住する住宅を補修する世帯 <u>二百万円</u></p> <p>三 その居住する住宅（公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）第二条第二号に規定する公営住宅を除く。）を賃借する世帯 <u>百万円</u></p> <p>3（略）</p> <p>4 前二項の規定にかかわらず、前条第二号ハに該当する被災世帯であつて政令で定める世帯の世帯主に対する支援金の額は、<u>五百万円</u>を超えない範囲内で政令で定める額とする。</p> <p>5 単数世帯の世帯主に対する支援金の額については、前三項の規</p>	<p>（被災者生活再建支援金の支給）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 被災世帯（被災世帯であつて自然災害の発生時においてその属する者の数が一である世帯（第五項において「単数世帯」という。）を除く。以下この条において同じ。）の世帯主に対する支援金の額は、<u>百万円</u>（大規模半壊世帯にあつては、<u>五十万円</u>）に、当該被災世帯が次の各号に掲げる世帯であるときは、当該各号に定める額を加えた額とする。</p> <p>一 その居住する住宅を建設し、又は購入する世帯 <u>二百万円</u></p> <p>二 その居住する住宅を補修する世帯 <u>百万円</u></p> <p>三 その居住する住宅（公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）第二条第二号に規定する公営住宅を除く。）を賃借する世帯 <u>五十万円</u></p> <p>3（略）</p> <p>4 前二項の規定にかかわらず、前条第二号ハに該当する被災世帯であつて政令で定める世帯の世帯主に対する支援金の額は、<u>三百万円</u>を超えない範囲内で政令で定める額とする。</p> <p>5 単数世帯の世帯主に対する支援金の額については、前三項の規</p>

定を準用する。この場合において、第二項及び第三項中「百万円」とあるのは「七十五万円」と、「五十万円」とあるのは「三十七万五千円」と、第二項中「四百万円」とあるのは「三百万円」と、「二百万円」とあるのは「百五十万円」と、前項中「五百万円」とあるのは「三百七十五万円」と読み替えるものとする。

(国の補助)

第十八条 国は、第七条第一号の規定により支援法人が交付する額及び同条第二号の規定により支援法人が支給する支援金の額の三分の二に相当する額を補助する。

定を準用する。この場合において、第二項及び第三項中「百万円」とあるのは「七十五万円」と、「五十万円」とあるのは「三十七万五千円」と、第二項中「二百万円」とあるのは「百五十万円」と、前項中「三百万円」とあるのは「二百二十五万円」と読み替えるものとする。

(国の補助)

第十八条 国は、第七条第一号の規定により支援法人が交付する額及び同条第二号の規定により支援法人が支給する支援金の額の二分の一に相当する額を補助する。

○東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）

改正案	現行
<p>2 (略)</p> <p>(被災者生活再建支援金に係る補助の特例) 第五条の二 被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）第三条第一項に規定する支援金であつて、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により同法第二条第二号に規定する被災世帯となつた世帯の世帯主に対するものに係る国の補助についての同法第十八条の規定の適用については、同条中「三分の二」とあるのは、「五分の四」とする。</p>	<p>2 (略)</p> <p>(被災者生活再建支援金に係る補助の特例) 第五条の二 被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）第三条第一項に規定する支援金であつて、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により同法第二条第二号に規定する被災世帯となつた世帯の世帯主に対するものに係る国の補助についての同法第十八条の規定の適用については、同条中「三分の一」とあるのは、「五分の四」とする。</p>